

クーリング・オフの方法

期間内に必ず書面(ハガキで可)で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。発信したことが証明できるように、「簡易書留」(内容証明郵便でも可)や「特定記録郵便」で送ります。

証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「簡易書留」などの受領証や契約書と一緒に大切に保管しましょう。

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
書面受領日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社名 〇〇〇〇〇〇
担当者 〇〇氏

右記の日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
平成〇〇年〇月〇日
住所 氏名

郵便はがき

〇〇市〇〇町〇番地

〇〇株式会社
代表者様

クレジット契約をしている場合には、必ずクレジット会社へも書面を送りましょう。

クーリング・オフを過ぎても、次のような場合は契約を取り消すことができます。

消費者契約法

- 不実告知:重要な項目について「事実と違うこと」を言った場合
- 断定的判断:将来について不確実なことを断定的に言った場合
- 不利益事実の不告知:重要な項目について、利益になることを言って不利益になることを「故意に言わなかった」場合
- 不退去:帰ってほしいと言ったのに、帰らなかった場合
- 監禁:帰りたと言ったのに、帰らせてくれなかった場合



未成年者の契約取り消し

未成年者(既婚者を除く)が親の同意を得ないで結んだ契約は、取り消すことができます。ただし、次の場合は、取り消すことが出来ません。

- あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- 親から任されている営業取引に関する契約
- 20歳以上と自ら偽って契約した場合。(事業者から指示された場合は取り消せません。)

クーリング・オフ期間が過ぎても、「おかしい、納得できない」と思ったら
早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。(P8を参照)